

沖縄県後期高齢者医療広域連合長の職務代理者を定める規則

〔平成19年8月15日〕
規則第20号

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第152条第1項の規定に基づき広域連合長の職務を代理する副広域連合長の順序は、年齢の多少により、年齢が同じであるときは、くじにより定めた順序で、その職務を代理する。

第2条 法第152条第2項の規定に基づき、広域連合長の職務を代理する職員は、次のとおりとする。

第1順位 事務局長

第2順位 総務課長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。